

○ 消防団員等の災害発生に係る速報及び協議について

(平成 22 年 12 月 3 日消基発第 628 号)

最近改正 平成 31 年 3 月 29 日

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

ご承知のように消防団員の活動は多岐にわたっており、その業務内容は消火等の災害防衛活動、訓練活動はもとより地域に密着した活動など広範に及んでいることから災害発生も様々な状況があります。また、災害が疾病発症の場合には発症原因が公務によるものかどうか判断が難しい場合もあり、事案によっては報道などにより社会的に関心が持たれている場合もあります。

かかる状況にあって、基金ではこれまでも円滑な業務を行うため、消防団員の災害発生に関して迅速な状況把握に努めるとともに、市町村が公務災害の認定を行うに当たり、基金の審査結果とそごが生じることのないよう事前協議を行ってきたところですが、この度、業務の一層の円滑化に資することを目的として、別紙 1 のとおり「消防団員等災害発生速報」を定めました。

今後、公務災害となり得る災害が発生した場合は、まず、同速報により御一報いただきますようお願い申し上げます。また、速報を行ったうえで基金に対して別紙 2 により協議を行うようお願いいたします。基金は、公務上外の決定を行い速やかに別紙 3 により通知しますので、基金の公務上の決定を受けて支払請求をしてくださるようお願いいたします。

ただし、次の事案以外については、基金は速報を受けた後、原則、別紙 4 により速やかに公務災害の該当可否についての通知を行いますので、同通知の送付をもって上記協議の取扱いに代えるものとします。

次の事案 ----- 脳血管疾患・心臓疾患等の疾病事案、死亡事案・傷病の程度が重篤な事案その他基金が協議を必要とするもの（市町村が協議を必要とするものも含む。）

また、後遺障害の程度に係る事案などについては、その特性に鑑み、決定の段階で基金に対して協議を行うよう併せてお願いいたします。

なお、上記の速報及び事前協議に係る基金の業務は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第 28 条第 1 項第 4 号の規定に基づく附帯業務であることを申し添えます。

おって、この取扱いは、平成 23 年 1 月 1 日以後に発生した災害に係るものから適用することとします。

消防団員等災害発生速報

消防団員等公務災害補償等共済基金 殿

市町村・組合

本速報は、災害発生の覚知後、傷病名が判明次第速やかに報告してください。なお、下表中の記入事項については、記入の代わりに内容を記した書類の添付で可です。また、確認がとれない事項については、その旨を記入してください。

ふりがな						
氏名	(男・女)					
生年月日(年齢)	年 月 日生 (歳)					
職業						
所属消防団(階級)	市・町・村・組合・消防団(階級)					
発生日時	年 月 日()午前・午後 時 分頃					
発生場所						
発生状況 <small>(新聞等で報道されている場合には、資料(記事の写しなど)を添付してください。)</small>						
療養開始日	年 月 日()					
傷病名						
区分 <small>(該当する事案の番号に○印をして下さい。(重複可))</small>	1	2	3	4	5	6
	脳血管疾患事案	心臓疾患事案	死亡事案	1、2以外で傷病の程度が重篤な事案	その他協議を必要とする事案	左記以外の事案
連絡先	所属			担当者		
	TEL			(内線・直通)		
	Fax					
	E-mail					

※ 受理年月日	年 月 日
---------	-------

速報については、ファクシミリ又は電子メールでお願いします。(本速報の様式については、消防基金のホームページ(「業務紹介」→「公務災害補償・福祉給付」中の第8)からダウンロードできます。)

Fax : 03-3581-7720 E-mail : saigai@syouboukikin.jp

消防基金連絡先: 災害補償課 (TEL) 03-3595-0542

別紙 2

発第 号
年 月 日

消防団員等公務災害補償等共済基金常務理事 殿

市町村長・組合管理者

消防団員等の災害に係る事前協議について（依頼）

標記について、関係資料を添えて下記のとおり協議します。

記

- 1 被災団員等氏名
- 2 所属消防団名（※）
- ※民間協力者の場合は、居住する市町村名
- 3 協議内容
-
-
-

別紙 3

消基発第 号
年 月 日

市町村長・組合管理者 殿

消防団員等公務災害補償等共済基金常務理事

消防団員等の災害に係る事前協議について（通知）

年 月 日付 発第 号をもって依頼のあった消防団員等
氏に係る協議の件については、下記のとおり回答します。

記

(回答内容)

.....
.....
.....
.....

年 月 日

市町村・組合 殿

消防団員等公務災害補償等共済基金

消防団員等に係る公務災害等の該当可否について（通知）

年 月 日付をもって速報のあった消防団員等に係る災害については、
下記のとおり判断しましたので通知します。

記

- 1 氏 名
- 2 種別(団員・従事者)
- 3 災害発生年月日年 月 日.....
- 4 判 断 内 容
-
-
-

(連絡先) 災害補償課 TEL : 03-3595-0542 Fax : 03-3581-7720 E-mail : saigai@syouboukikin.jp

参 考

災害発生から支払までのフローチャート

災害発生から支払までの事務の流れについては、下図①～⑦のとおりとなります。

ただし、次の事案以外につきましては、基金は速報を受けた後、原則、別紙4により速やかに公務災害の該当可否について通知を行いますので、同通知の送付をもって③、④の協議の取扱いに代えるものとします。

次の事案 ----- 脳血管疾患・心臓疾患等の疾病事案、死亡事案・傷病の程度が重篤な事案、その他基金が事前協議を必要とするもの（市町村が協議を必要とするものも含む。）

